

堺市市民後見人養成講座のご案内（年1回開講）

地域福祉活動や社会貢献活動、
ボランティアに興味をお持ちの方を募集いたします。

本講座に応募できる人

- 堺市在住または在勤の、翌年3月末日時点で満25歳以上70歳未満の方
- 詳細は、市広報紙等でお知らせいたします。

市民後見人養成の流れ

- 1 オリエンテーション（説明会）
- 2 基礎講習（4日間）
- 3 レポート・面接
- 4 実務講習（7日間）
- 5 施設実習（2日間）
- 6 面接による修了認定
- 7 堺市市民後見人バンクへ登録

住み慣れた地域で
自分らしい生活の実現を目指して

「市民」の立場で後見活動

し み ん こ う け ん に ん

市民後見人

市民によるボランティア・市民活動のひとつで、
判断能力が十分でない方々の生活を
身近な立場で支援し、後見活動を行います。



社会福祉法人 堺市社会福祉協議会 堺市権利擁護サポートセンター

TEL/FAX
072-225-5655（直通）

〒590-0078
堺市堺区南瓦町 2-1 堺市総合福祉会館 4F
E-MAIL: asc@sakai-syakyo.net

市民後見人とは

家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことであり、専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を、地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手のことである。

岩間伸之『『市民後見人とは何か』- 権利擁護と地域福祉の新たな担い手』
〔社会福祉研究〕第113号、鉄道弘済会、2012年、P13）

発行者： 堺市・ 社会福祉法人堺市社会福祉協議会
堺市権利擁護サポートセンター